

## 公益社団法人日本地理学会役員報酬規程

2012年4月

### (総 則)

第1条 当法人定款第29条により、役員に報酬等を支給する場合は、本規程に定めるところによる。

### (対象役員及び報酬の種類)

第2条 当法人の役員報酬等は総会の決議を経て、常勤の役員に対して支払うことができる。ただし、使用人兼務役員に対して支払われる使用人給与分はこれに含めない。

2 役員報酬等は役員基本報酬及び通勤手当とする。

### (基本報酬)

第3条 役員基本報酬は年額とし、別表1に定める俸給表の額を上限として総会の決議を経て定める。

2 役員基本報酬の支払いは、前項の規定によって決定した年額を12で除した額を毎月支払う。ただし、新任又は退任により、1ヶ月に満たない任期がある場合は、日割でこれを計算し支払う。

### (通勤手当)

第4条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする常勤の役員に対し、毎月その負担する運賃の額を支払う。

2 前項の役員が負担する運賃の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法によって算出する。

### (改 廃)

第5条 この規程の改廃は理事会が行う。

### 付 則

この規程は、公益社団法人日本地理学会設立の日から施行する。

別表1 第3条第1項に定める俸給表

区分	金額 (万円)
理事長	0
常務理事	0
その他の理事	0
監事	0